

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例……………（議会事務局政策調査課） 1

条 例

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 2 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 8 号

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を次のように改める。

（人口の特例）

2 平成23年 4 月10日に行われる北海道議会議員の一般選挙により選挙すべき北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）附則第 2 条第 1 項の規定により、平成17年の国勢調査の結果による人口によることとする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。